

(別添1)

【茨城県常総市】
端末整備・更新計画

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
①児童生徒数	4,112	3,934	3,787	3,662	3,488
②予備機を含む 整備上限台数	4,729	4,524	378	234	34
③整備台数 (予備機除く)	0	3,787	0	0	0
④③のうち 基金事業によるもの	0	3,787	0	0	0
⑤累積更新率	0%	96%	100%	103%	109%
⑥予備機整備台数	0	190	0	0	0
⑦⑥のうち 基金事業によるもの	0	190	0	0	0
⑧予備機整備率	0%	5%	0%	0%	0%

※①～⑧は未到達年度等にあっては推定値を記入。

端末の整備・更新計画の考え方

令和2年度に整備した端末を令和7年度中に全端末において更新を行い、令和8年度から運用を開始する。児童生徒数が減少傾向にあるため追加整備は行わず、予備機での運用を行う。

更新端末のリユース、リサイクル、処分について

○対象台数：4,583台

○処分方法

- ・使用済端末を公共施設や福祉施設など地域で再利用 : 50台
- ・小型家電リサイクル法の認定事業者により再使用・再資源化を委託 : 4,533台

○端末のデータの消去方法

- ・自治体の職員が行う

・処分事業者へ委託する

○スケジュール（予定）

令和8年4月 新規端末利用開始

令和8年6月 処分事業者 選定

令和8年7月 使用済端末の事業者への引き渡し